

# 裁判員裁判における検察官と弁護士との関係

峰 ひろみ

- 一 はじめに
- 二 裁判員裁判における実務法曹の役割
  - 1 公判前整理手続において
  - 2 公判手続において
- 三 検察官と弁護士との関係
  - 1 協力関係構築の重要性
  - 2 具体的な手続における両当事者の在り方
- 四 おわりに

## 一 はじめに

いよいよ平成二二年五月二一日から裁判員制度が実施され、同年八月三日、東京地方裁判所において公判期日指定第一号事件の審理が開始されたのを皮切りに、さいたま、青森、神戸等、次々と裁判員裁判が行われている<sup>(1)</sup>。

裁判員裁判は、国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に参与することが司法に對する国民の理解とその信頼の向上に資することにかんがみ（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「裁判員法」という。）<sup>(2)</sup> 一条）、導入された制度であるのは周知のとおりである。この制度は、これまで裁判官、検察官及び弁護士といった法律の専門家により運営されていた刑事裁判に、日頃法律とは馴染みのない生活を送る一般市民の健全な社会常識・感覚を司法に反映させようとする趣旨のものであるから、裁判員は、必ずしも十分な法律の知識を有するとは限らない一般国民の中から選任される。実務法曹やその経歴を有する者等いわば法律の専門家というべき立場にある者は、むしろ裁判員の職務に就くことが禁じられているのである（裁判員法一五条第一項参照）。

このように裁判員裁判においてはいわば法律の素人である裁判員が、重大な刑事事件について、審理に立ち会い、裁判官とともに評議を行った上、事実の認定、法令の適用及び刑の量定を判断することになる（裁判員法六条第一項第一号ないし第三号）。裁判員がこうした重要な職責を全うし、一般市民の健全な社会常識等を刑事司法に十分に反映させるためには、審理や評議が何より裁判員にとって「分かりやすい」ものでなければならない（裁判員法五一条六六条第五項、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下「裁判員規則」という。）四二条参照）。裁判員に分かりやすいということは、裁判員裁判が裁判員に課す負担を過重なものにしないためにも必要である（裁判員法五一条<sup>(3)</sup>）。

こうした裁判員にとつての「分かりやすさ」を実現すべき責務を負うのは、もちろん、実務法曹、すなわち裁判官、検察官及び弁護士である（裁判員法五一条）。その刑事裁判が裁判員の健全な常識・感覚を十分に反映した有意義なものになるか否かは、その刑事裁判に関与する実務法曹の活躍如何にかかっていると云つても言い過ぎではないであろう。実務法曹には、裁判員がその職責を全うすることができるために必要かつ十分な条件を整える役割が課せられているのである。

すなわち、裁判員とともに合議体を構成する裁判官においては、審理を迅速で分かりやすいものとする事ができるよう配慮して訴訟進行に当たり、評議においては、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど配慮しなければならない（裁判員法六六条第五項）。

また、検察官及び弁護士においては、当該事件の争点を明確に設定した上、立証のための証拠を厳選し、立証命題の設定に当たっては、厳選された証拠との関係を具体的に明示することが必要であり（裁判員法五五条）、証拠調べの際は、裁判員に証拠構造や証拠の意味内容が理解でき、心証形成がしやすいよう分かりやすい方法を工夫する必要がある。さらに、論告・弁論においても、各当事者の主張がどのような証拠により認定できるのかを分かりやすく示さなければならない（裁判員規則四〇条）。特に、我が国刑事訴訟法においては当事者主義が採られており、裁判官及び裁判員は、検察官及び弁護人の具体的な訴訟活動を基に心証を形成して判断を下すべきであることに照らせば、裁判員がその職責を全うすることができるための前提条件を整備するために、検察官及び弁護士が果たさなければならない役割の重要性は明らかである。

裁判員に分かりやすい審理を実現するための方策については、実務法曹三者及び法学者から、難解な法律概念を裁

判員に対して説明するための具体的方法や、冒頭陳述等におけるプレゼンテーション・ソフト等の活用、証人尋問の技術等、様々な研究提案がなされているし、模擬裁判等での実施例も報告されている。<sup>(4)</sup> これらはいずれも示唆に富むものであり、非常に興味深く、有効な方策であると思われる。しかしながら、こうした様々な提案や報告に触れるに連れ、裁判員に分かりやすい審理を実現するためには、具体的な表現手法等技術的な面での工夫をすることはもちろん、それ以前に、裁判員裁判を担当する裁判官、検察官及び弁護人が、法律の専門家として、法律の素人である裁判員にその職責を十分果たしてもらうためという共通の目的の下、相互に協力関係を構築することが必要不可欠ではないか、特に、訴訟手続上対立する関係にあると考えられている検察官と弁護人とが相互に協力関係を構築することこそ重要であると考えようになった。

そこで、本稿では、裁判員裁判における実務法曹の役割を踏まえ、検察官と弁護人との間における協力関係構築の重要性について、具体的場面を想定しつつ論じてみたい。

## 二 裁判員裁判における実務法曹の役割

### 1 公判前整理手続において

裁判員裁判の対象事件については、第一回公判期日前に、これを公判前整理手続に付さなければならぬものとされている(裁判員法四九条、二条第一項第一号及び第二号)。

公判前整理手続(刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。))三二六条の二ないし三二六条の三(二)は、充実した公判

の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため、あらかじめ、事件の争点を明らかにし、公判で取り調べるべき証拠を決定するなどして明確な審理計画を立てる手続である。<sup>(5)</sup>特に、裁判員裁判対象事件においては、裁判員となる国民の負担を軽減するため、また、裁判員が実質的に関与することができる裁判を行うため、争点や証拠の整理を事前に十分に行うことが極めて重要であることから、公判前整理手続を実施するものと定められている。<sup>(6)</sup>すなわち、公判前整理手続を経て争点や証拠が十分絞り込まれるならば裁判員が審理のために拘束される期間をできるだけ短くし、争点に集中した審理を行うことよって、裁判員の負担が過重にならないようにすることができるとともに、裁判員が事件の実体に関して理解し、裁判官との評議を経て刑事裁判に実質的に関与できるようになる。<sup>(7)</sup>

この公判前整理手続は、受訴裁判所が主宰するが、裁判員は関与しない。そして、公判前整理手続は必要的弁護とされており（刑訴法三二六条の四）、公判前整理手続期日には、検察官及び弁護人が出頭しなければならない（刑訴法三二六条の七）。被告人には出頭する権利が認められているが、義務はない（刑訴法三二六条の九第一項）。したがって、公判前整理手続は基本的に実務法曹によつて行われることになる。

裁判員裁判においては、裁判員として判断すべき事項は何かを裁判員が把握した上で審理に臨まなければ的確な心証形成は期待し難いであろうし、個々の争点の判断のためにどのような証拠の取調べが行われるのか、個々の証拠の取調べは、どの争点の判断に必要なものとして行われているのかを裁判員が理解していなければ、どのような点に注意して個々の証拠調べに臨めば良いのか分からず、やはり、的確な心証形成は難しいと考えられる。<sup>(8)</sup>それが、裁判員がその職責を全うすることができるか否かは、正に公判前整理手続の成果如何にかかっているし、同手続の主宰者である受訴裁判所はもちろん、検察官及び弁護人の果たすべき役割も極めて重要と言える。

そして、公判前整理手続の目的が、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことにあることから、そ

の目的を達するため、刑訴法は、主宰者たる裁判所に対し、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるよう努めなければならないという義務を課し（三一六条の第三項）、訴訟関係人たる検察官、弁護人等に対しても、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならないという義務を課している（同条第二項）。このように、公判前整理手続においては、検察官と弁護人との相互協力が要請されている。

## 2 公判手続において

公判前整理手続に付された事件は、公判手続においても必要的弁護事件とされる（刑訴法三一六条の二九）。すなわち、法律の専門家である弁護人が手続に関与することが必要とされているのである。

そして、裁判員裁判において、裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするに務めなければならない（裁判員法五一条）。当事者主義（刑訴法二五六条第六項、二九八条第一項、三一二条第一項、三〇四条第三項、刑事訴訟規則（以下「刑訴規則」という。）一九九条の二参照。）を原則とする我が国刑事訴訟法の下では、原告官・公訴官である検察官と、被告人及び弁護人とがそれぞれ主体的に種々の訴訟活動を行うが、両者はいずれもその訴訟活動を通じて、迅速かつ分かりやすい審理の実現を目指さなければならないのである。

まず、公判前整理手続に付された事件においては、通常の場合と異なり、被告人又は弁護人も、事実上及び法律上

の主張があるときは、検察官の冒頭陳述に引き続き、冒頭陳述を行い、その主張を明らかにしなければならないものとされている（刑訴法三一六条の三〇）。そして、裁判員法は、検察官及び被告人又は弁護人が冒頭陳述を行うに当たっては、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示しなければならないと定め（五五条）、実施された公判前整理手続と冒頭陳述とを有機的に関連させ、裁判員が当該事件の争点と今後取り調べられる証拠との具体的な関連性を十分理解した上で証拠調べに臨めるよう配慮した。これは裁判員に分かりやすい審理の実現を目指しての規定である。

また、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、その職責を十分に果たすことができるようにするためには、具体的な証拠の取調べについても、迅速で分かりやすいものとなることが必要であるから、証拠調請求は、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選してこれをしなければならぬとされているし（刑訴規則一八九条の二）、争いのない事実については、訴訟関係人は、誘導尋問、同意書面、合意書面を活用するなどして、当該事実及び証拠の内容及び性質に応じた適切な証拠調べが行われるよう務めなければならないものとされている（刑訴規則一九八条の二）。そして、検察官及び弁護人は、裁判員が審理の内容を踏まえて自らの意見を形成できるよう、裁判員に分かりやすい立証及び弁論を行うように努めなければならない（裁判員規則四〇条）。

このように、裁判員裁判においては、法律の素人である裁判員にも当該事件の概要や争点、証拠関係を十分に理解してもらえよう配慮すべき役割を実務法曹に負わせており、裁判員裁判の成功如何は、正に実務法曹の活躍次第と  
いうことになる。

実務法曹の果たすべき役割は、極めて重要である。

### 三 検察官と弁護人との関係

#### 1 協力関係構築の重要性

従来、弁護人の中には、その法廷戦術として検察官に対し、必要以上に対立的な態度を示し、いわば徹底抗戦の構えを見せる者もおり、例えば具体的な争点を一切明らかにすることなく訴訟に臨み、後から検察官の立証の粗探しをする例や、例え争点を明らかにしたとしても、争いのない事実に関する供述調書についてまで不同意の証拠意見（刑法三二六条第一項参照）を述べるといった例も稀ではなかった。このような態度は、当事者主義を徹底する考え方に基づくのかもしれないが、刑事手続において殊更勝敗を重視するものと言え、刑事訴訟をいわばゲーム化しているとも評することができよう。

しかしながら、刑事訴訟の目的は、公共の福祉の維持と個人の基本的人權の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することにある（刑法一条）、この目的を実現するための手段として当事者主義が採られているのである。当事者主義とは言っても、事案の真相解明という刑事訴訟の目的を阻害するものであつてはならないはずである。この点、勝敗という「ゲーム」の側面を重視し過ぎると、真実とは乖離するといふ指摘もなされている。<sup>(9)</sup> 当事者主義を誤った方向で徹底し、訴訟の勝敗にこだわり過ぎることは、刑事訴訟の重要な目的である真相解明を阻害することになるであらう。したがって、刑事訴訟の当事者による訴訟活動は、真相解明という目的に資するものでなければならぬ。

当然ながら、このことは弁護人についてのみ当てはまることではなく、検察官についても言えることである。



もとより、検察官は、公益の代表者（検察庁法四条）として、また、弁護人は、社会正義の実現をその使命とする者として（弁護士法一条第一項）、いずれも公正さが要求されている。したがって、両者とも、刑事訴訟においては、その目的に資するよう公正な活動をすべきである。<sup>(10)</sup>

とりわけ裁判員裁判においては、実務法曹である検察官及び弁護人は、前述のとおり、いずれも裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう配慮すべき責務を負っている。したがって、検察官及び弁護人は、この共通の責務を果たす必要がある点で、共通の立場にあると見ることができるとはなからうか。そして、検察官及び弁護人がこうした共通の立場にあるとすれば、両者は、いたずらに対立するばかりでなく、必要に応じて相互に協力すべきであると思う。すなわち、検察官及び弁護人が各々の立場で独自に各責務を果たすだけでなく、必要に応じて両者が相互に協力しつつ具体的な訴訟活動を行うことが重要である。そして、このような相互協力に基づく訴訟活動こそ、検察官及び弁護人にとって公正な活動であると言えるのではないだろうか<sup>(11)</sup>。

もちろん、検察官は被告人を訴追した原告官・公訴官であるのに対し、弁護人は訴追された被告人の保護者の立場にある点で異なっている。しかしながら、両者は刑事司法の担い手であり、裁判員裁判の円滑な運用のために配慮すべき責務を負う立場にある点では共通しているのである。それにもかかわらず、両者が訴訟の勝敗にこだわって公正さを欠く訴訟活動に走るならば、当該事件を担当する裁判員のみならず、広く一般国民にも、実務法曹に対する失望を招き、その刑事司法に対する信頼を害することとなるのではないかと思う。

裁判員裁判の円滑な実施を図り、刑事司法に対する国民の信頼を得るためには、実務法曹、とりわけ検察官及び弁護人の、健全な信頼関係に裏打ちされた協力関係を構築することが必要であると思う次第である。

## 2 具体的な手続における両当事者の在り方

それでは、裁判員裁判において、具体的に、どのような場面で、検察官と弁護人との協力関係が必要となるであろうか。思いつくままに述べてみたい。

### (1) 公判前整理手続において

例えば、公判前整理手続における類型証拠開示の場面では、弁護人は、要件が満たされているか否かを検察官が判断できるよう、請求証拠が刑法法三一六条の一五第一項所定の証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることを根拠づける具体的事情を示すべきであろう。これに対して証拠開示請求を受けた検察官は、弁護人からの開示請求の対象に該当する証拠があり、開示が相当と認めるときには速やかに開示し、該当する証拠がない場合にはその旨回答することになるが、その際には、これまで実務上見られたような「存在しない。」という結論を示すだけで具体的理由を明らかにしない、その意味するところの曖昧な回答の仕方は避けるべきであろう。そうでなければ、この検察官の回答を巡って、弁護人と検察官との間で余計な摩擦が生じかねず、公判前整理手続全体が迅速かつ円滑に進められなくなってしまうからである。

また、争点整理においては、弁護人は、具体的事実を示しつつ争点を明らかにすべきであるし、争点を設定する際には考え得る争点を総括的に掲げるのではなく、被告人の真意を十分確認した上、重要な争点に絞って主張すべきであろう。そうでなければ、争点整理に無意味な時間を費やすこととなり、公判前整理手続の円滑な進行が害されるからである。<sup>12)</sup>

裁判員裁判の運用上懸念されている問題点の一つに、責任能力や正当防衛、殺意といった難解な法律概念を裁判員に説明し、理解してもらうことがある。この点については、「難解な法律概念と裁判員裁判」と題する司法研究等<sup>(13)</sup>、様々な研究や提案がなされているが、難解な法律概念の説明の在り方として、まず、公判前整理手続において法曹三者の共通認識を形成しておくことが必要であり、そうして共通認識とされた説明内容は審理を通じて一貫させる必要があることは異論がないと思う。<sup>(14)</sup>「難解な法律概念と裁判員裁判」は、難解な法律概念の説明内容についての三者の意見が対立する場合もあり得ると指摘しつつ、「まずは両当事者が当該法律概念をどのような事実に基づいて立証をしようとしているのかを十分に詰めて整理することが重要である」とし、その上で、「裁判員にとって最も分かりやすく議論しやすい説明の方法は何かという視点から、三者の意見をまとめる工夫が肝要」と述べている。一般に法律の予備知識のない裁判員にとって、ただでさえ難解な法律概念であるのに、審理に関与する法曹三者がその法律概念をそれぞれに異なった理解に基づいて使い、それぞれに異なった説明をしたのでは、裁判員を混乱させ、その理解を妨げることとなるのは明らかである。したがって、あらかじめ法曹三者の共通認識を形成しておくことは必要不可欠であるし、三者の意見が対立する場合にはこれをまとめる工夫が必要となる。このとき、得てして当事者は、自己の立場にとって有利な説明の方法や内容を主張して対立しがちであるが、裁判員にとって最も分かりやすく議論しやすい説明は何かという観点を尊重して、裁判員の負担を軽減しその職責を十分に果たしてもらうにはどのようなすれば良いかという観点から考えた上、互いに歩み寄って、法曹三者の共通認識を形成することに協力しなければならぬ。例えば、裁判員裁判実施を念頭に置いて各地の地方裁判所で実施された法曹三者による模擬裁判の中では、刑事裁判における有罪の認定には「確信」、すなわち合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に真実であるとの心証を抱くことが必要とされていることについて、一般人なら誰も疑わない程度の状態を意味し、抽象的な可能性としては反対事

実が存在するとの疑いをいれる余地があつても、健全な社会常識に照らしてその疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には有罪認定を可能とする趣旨の判例があるにもかかわらず、弁護人側が、わずかでも無罪である疑いがあれば合理的疑いをいれる余地がある旨冒頭陳述や弁論で繰り返し主張した例もあると聞くが、一方当事者が自己に有利な説明内容に固執して折り合わず、独自の見解を裁判員に対して展開するような事態は厳に避けなければならぬ。<sup>(16)</sup>

ところで、裁判員にとって理解や判断が難しい問題の一つとして責任能力がある。責任能力は、司法及び精神医学の両分野にわたる法律概念であり、その内容そのものが分かりにくいばかりか、実際の事案において被告人の責任能力の有無・程度を判断する作業もしばしば困難を伴う。手続面に着目すれば、責任能力判断のために精神鑑定を要する場合が多いが、精神鑑定には通常二、三か月を要し、審理の長期化を招く要因の一つとなっている。しかも、実施された鑑定の内容は専門的で難解である。さらに、当事者双方から結論の異なる複数の鑑定が証拠として提出されることが少なくないなどの問題もある。そこで、裁判員に分かりやすい審理を実現するための運用上の方策が考えられている。<sup>(17)</sup> 例えば、鑑定手続実施決定（裁判員法五〇条）<sup>(18)</sup> がなされた場合等の鑑定人尋問に先立ち、公判前整理手続において法曹三者及び鑑定人が一堂に会してカンファレンスを実施する<sup>(19)</sup> とか、複数の鑑定が証拠として提出される事態を避けるため、捜査段階における正式鑑定を充実させ、これを適切に活用することなどである。<sup>(20)</sup> こうした方策は、裁判員に分かりやすい審理を実現するために必要かつ有益なものとして高く評価できる。<sup>(21)</sup> この事前のカンファレンスの場では法曹三者の共通認識を形成することが重要である。また、公判期日における鑑定人尋問に備えて問題点を把握し、疑問点を解消し、鑑定人に回答の準備をさせるなどして、実施された鑑定を最大限に活用するとともに、できる限り再鑑定を防ぐ必要がある。鑑定の信用性を弾劾したい当事者としては、いきなり鑑定人尋問の場で鑑定の

不備を突き付ける手法を採りたいと考えるであろうが、それでは再鑑定が必要な事態が生じるなど裁判員に過重な負担を強いることとなりかねない。事前のカンファレンスの充実を図り、ひいては裁判員の負担を軽減するという観点から、両当事者は互いに協力すべきである。さらに、捜査段階における正式鑑定を充実させ、適切に活用するために、捜査段階で弁護人が付されている場合には、当該弁護人から検察官を通じて（場合によっては直接）、鑑定受託者に対し、被疑者に有利な資料を提供するなどして、多様な資料に基づく適正な鑑定が実施されるように配慮することが必要である。検察官においても、基本的に、弁護人から提出される資料に問題がないのであれば、これらを鑑定受託者に提供することに協力を惜しまない対応が望まれる。<sup>(22)</sup>この点でも、両当事者の協力が重要と言えるであろう。こうして捜査段階での精神鑑定を充実させれば、重ねて鑑定を実施すべき必要性は原則としてなくなるはずであるから、更に鑑定を請求しようとする当事者は、再鑑定を必要とする具体的な特段の事情を明らかにしなければならず、そのような事情を明らかにしない以上、再鑑定は認められないものと考ええる。

## (2) 公判手続において

公判期日での冒頭陳述においては、公判前整理手続における争点や証拠の整理の結果に基づいたものであることが必要となるのはもちろんのこと（裁判員法五五条）、両当事者の主張内容が相互にかみ合ったものになるよう配慮することが肝要であろう。争点について、両当事者が各々どのような主張をしているのか裁判員に明確に伝わるよう努める必要があるからである。

証拠調べにおいて、訴訟関係人は、争点にポイントを置いたメリハリのある立証活動をするため、争いのない事実については、誘導尋問や同意書面（刑訴法三二六条第一項）、合意書面（刑訴法三二七条）の活用を検討するなどし

て、適切な証拠調べが行われるよう努めなければならないものと定められている（刑訴規則一九八条の二）のは前述したとおりであるが、これらの立証方法を活用するには、検察官と弁護人との協力が不可欠である。例えば、一方当事者が請求した書証について、その記載内容は争いのない事実にかかるものであつたとしても、些細な言い回しが入らないとか裁判官や裁判員に悪印象を持たれるおそれがあるなど、取るに足らない理由から反対当事者が同意しないということになれば、当該書証は原則的に証拠能力を持たなくなる（刑訴法三三〇条第一項、三二六条第一項）。また、合意書面を作成する際、検察官と弁護人とが記載内容や表現を巡って互いに譲らないのであれば合意の形成すらかなわない。このような事態となれば、要点にポイントを絞つた分かりやすい証拠調べを行うことなど望めない。

このようなメリハリのある立証活動は、裁判員に当該事件の核心がどこにあるのかを理解させることに資するのであり、裁判員が心証を形成する負担を軽減することにつながる。この点においても、検察官と弁護人とは、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう配慮すべき義務を負う者として共通の立場にある以上、互いに協力する姿勢を持たなければならない。

論告・弁論についても、冒頭陳述に関し述べたのと同様、検察官と弁護人とは、それぞれの主張が相互にかみ合ったものになるよう当然配慮すべきである。

#### 四 おわりに

我が国刑法法の分野において、検察官と被告人・弁護人とは、これまで、対立する当事者として位置付けられ、その対立関係を前提に、またその対立関係に着目した議論がなされてきたように思う。

確かに、被告人を訴追し、有罪判決を得るために立証活動を行う検察官と、被告人の保護者として防御活動を行う弁護人とは対立する地位にあり、当事者主義の下、検察官と被告人・弁護人が、当該事件に最も密接な利害関係を有する者としてそれぞれ真摯な立証活動と防御活動を展開することにより、適正手続及び被告人の人権を保障しつつ事案の真相を究明するという刑事訴訟の目的（刑訴法一条）が実現されている面があることは否定できない。

しかしながら、裁判員制度の導入により、検察官と弁護人とは、単に対立する当事者としての地位を有するのみならず、裁判官とともに実務法曹として、裁判員にその職責を十分に果たしてもらうため配慮すべき役割を担うこととなった。裁判員と合議体を構成する裁判官の果たす役割が重要であるのは言うまでもないであろうが、それだけでは裁判員裁判を充実したものとするには不十分である。現実には訴訟活動を行い、手続遂行のイニシアチブをとる検察官と弁護人とが、いわば自動車の両輪のように、相携えて裁判員制度というシステムを動かしていくことが必要不可欠である。これは、何も検察官と弁護人とが慣れ合うことを意味するものではない。対立当事者として、争点については先鋭に争いながらも、訴訟手続の実施に当たっては両者ともに公明正大な活動を行うことが肝要であり、そうした公明正大の一環として、相手方当事者と冷静に協力関係を構築することが重要ではないかと思う。

実務法曹と裁判員という関係に着目すれば、検察官も弁護人も実務法曹として、裁判員にその職責を果たしてもらうために努めなければならないという共通の責務を負っているという意味で、同じ基盤に立つという構図が見えてくるように思うのである。

そして、相対立する検察官と弁護人とが、互いに協力しつつ各自の立場から対立する主張を繰り広げる様子を目の当たりにするならば、裁判員始め国民の刑事司法に対する信頼は一層高まることであろう。

実務法曹の活躍によって、裁判員制度が国民一般に受け入れられ、我が国に根を下ろすことを期待しつつ、今後の

- (1) 本稿執筆当時の平成二二年九月上旬における各種報道による。
- (2) 裁判員制度一般については、池田修「解説 裁判員法」―立法の経緯と課題（弘文堂 平成一七年）が詳しい。
- (3) 司法研修所編「難解な法律概念と裁判員裁判」（法曹会 平成二二年）では、その「はじめに」研究の目的と趣旨の部分において、「裁判員裁判においては、法律の予備知識がなくとも、事実の認定、法令の適用、刑の量定について、裁判員がその意味するところを理解した上で意見を述べることを可能にするような審理を実現することが要請されている。」と述べられている。
- (4) 裁判員に分かりやすい審理を実現するための方策については、司法研修所・前掲3、高橋則夫「裁判員裁判と刑法解釈」―司法研究報告書を素材に―刑事法ジャーナル一八号（平成二二年）二頁以下、笠井治「裁判員裁判と刑法解釈」―司法研究報告書を素材に―同八頁以下、駒田秀和「難解な法律概念と裁判員裁判」―責任能力に関する模擬裁判を通して―裁判官の立場から―刑事法ジャーナル一七号（平成二〇年）六一頁以下、高嶋智光「難解な法解釈と裁判員裁判」―責任能力に関する模擬裁判を通して―検察官の立場から―同六九頁以下、田岡直博「難解な法解釈と裁判員裁判」―責任能力に関する模擬裁判を通して―弁護人の立場から―同七四頁以下、橋爪隆「裁判員制度のもとにおける刑法理論」法曹時報六〇巻五号（平成二〇年）一頁以下、今崎幸彦「裁判員裁判における審理及び制度運営上の課題」判例タイムス二二五五号（平成二〇年）九頁以下、安井久治「裁判員裁判における評議について」『小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集 下巻』（判例タイムズ社 平成一八年）五二―三頁以下等多数がある。
- (5) 辻裕教「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成一六年法律第六二号）」について(1)「法曹時報五七巻七号（平成一七年）五五頁以下、同(2)「同五七巻八号（平成一七年）一九頁以下等参照。
- (6) 池田・前掲2九五頁以下、池田・前田雅英「刑事訴訟法講義 第三版」（東京大学出版会 平成二二年）二三四頁、三三四頁等参照。
- (7) 池田・前田・前掲6三三四頁。
- (8) 辻・前掲5「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成一六年法律第六二号）」について(1)五六頁。



(9) 池田・前田・前掲 6二九頁。

(10) 「シンプोजウム・裁判員制度の導入と刑事司法」ジュリスト一七九号(平成一六年)九六頁古江頼隆教授の講演。同講演において古江教授は裁判員裁判における実務法曹の活動の在り方に関し、次のように述べている。「刑事訴訟の目的は、被告人・被告人の基本的人權に配慮しつつ、実体的真実を究明して、その上で刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するということであります。このことは、裁判員制度の裁判においても決して異なるどころはありません。刑事訴訟は決して「ゲーム」ではないのでして、当事者のテクニクの優劣、法廷技術の巧拙によって真犯人を逸するようなことがあつてはなりませんし、逆に無辜の被告人を処罰するようないことがあつては、正義に適いません。刑事裁判における導きの星は、あくまで実体的真実であります。その意味では、現在の刑事裁判と異なるところはなないのであります。我々実務法曹は、裁判員裁判をいたずらに「ゲーム」化してはなりません。自分にも他人にも恥じることのない、公正、フェアな訴訟活動を行うべきものと考えます。」また、河上和雄「裁判員法の課題」前掲 4『小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集 下巻』四四九頁も、「わが国では、裁判は正義を実現する場であつて弁論で結果を出す戦いの場ではないのである。」として、刑事裁判における正義実現の重要性を強調している。

(11) 古江・前掲 10九一頁は、裁判員制度について「法曹三者、とりわけ当事者としての検察官と弁護人の間に、健全な信頼関係が確立していなければ、そしてまた、裁判員として新たに刑事司法に関与される国民の絶大な協力がなければ、この新しいシステムは健全かつ十全には機能しないであろうことは、これまでの刑事訴訟の歴史を紐解いてみるならば、おのずから明らかなことであります。私は、生まれたばかりの裁判員制度(筆者注 中略)が、健全に発展していくことを切望するものであります。そのためには、国民の協力とともに、訴訟当事者であります検察官と弁護人の間に、健全な信頼関係を構築し、そして、その信頼関係を基礎として、真の意味における公正な訴訟活動、フェアな訴訟活動がまずもつてその基本前提となると考えているわけでありませぬ。」と述べ、検察官と弁護人との信頼関係の重要性を指摘している。

(12) 今崎幸彦「裁判員裁判における複雑困難事件についての一試論」前掲 4『小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集 下巻』六三八頁は、裁判員裁判で扱う複雑困難事件の審理の在り方に関し、公判前整理手続での争点整理においては、裁判官は、事件で取り調べられる証拠の総量が裁判員が職務遂行可能な範囲内に止まるかどうかを常に意識して対応する必要があるとし、検察官も、裁判員が理解することの可能な証拠の総量に上限があることを意識して、その上限の範囲内に立証を収めるべきであると主張しつつ、さらに、弁護人について次のように述べる。すなわち「もう一つ重要なことがある。それは、仮にこのように検察官に対し、立証を思い切つて絞ることを求めるのであれば、弁護人等にも、争点の整理へ向け

た一段と高いレベルでの協力が求められるということである。検察官が前述したようにして厳しく立証の範囲を絞っていくとすれば、その結果提示される証明予定事実にはどれ一つとして審理計画策定上重要でない事実はないはずである。弁護人等としても、それらの事実については、そのどこを争い、どこを争わないかを明確にして、争点整理に積極的に協力すべきである。」というのである。争点整理において、裁判官、検察官及び弁護人等が、裁判員の理解という見地から相互に協力する必要性を説くもので、示唆に富むものと言える。

(13) 司法研修所・前掲 3。

(14) 司法研修所・前掲 3 八頁等。

(15) 最判昭和二三年八月五日刑集二巻九号一一三三頁、最決平成一九年一〇月一六日刑集六一巻七号六七七頁参照。なお、有罪認定に必要な心証の程度については池田・前田・前掲 6 三五二頁。

(16) 古江・前掲 10 九五頁は、「事実認定の基準は、「合理的な疑いを容れない程度の立証」ですが、これについては、既に最高裁の確定判例で、法律を勉強されている方には釈迦に説法であります。が、「通常人であれば疑いを差し挟まない程度の高度の蓋然性」と言われております。これが確定した最高裁判例であります。ところが、これを干に一つ、あるいは万に一つでも無罪である、真犯人でない疑いがあれば「合理的な疑いを容れる余地がある」といった主張が弁護人からなされる可能性は大いにあるのではないかと思っております。現在でも、そういう弁論がなされることは希有ではありません。」と述べ、同様の事態を懸念している。

(17) 司法研修所・前掲 3 三三頁以下。

(18) 鑑定手続実施決定については、池田・前掲 2 九九頁以下参照。

(19) 司法研修所・前掲 3 四六頁以下。

(20) 司法研修所・前掲 3 四八頁以下。

(21) 司法研修所・前掲 3 四七頁。

(22) 司法研修所・前掲 3 四九頁以下。